

## 農業法人参入促進業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

農業法人参入促進業務

### 2 業務の目的

福山市の農業は、従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業経営の継続が困難な状況に直面しており、経営力のある農業法人等に農地を引き継ぎ、稼げる農業を実現させ、農村地域の雇用創出や活性化につなげていく必要がある。

そのため、農業経営や流通経済に関して専門的な知見・経験を有する事業者に本市が指定する農地に見合う市内外の経営力ある農業法人の抽出・選定、農地とのマッチング及び参入地域との調整などについて業務委託することで、農業法人の参入を促進させる。

### 3 業務履行期間

契約締結時の日から2025年（令和7年）3月31日まで

### 4 委託業務の内容

受注者は、これまでに蓄積した専門的知見・経験を活かして、本市及び本市が指定する農地の特徴・強み・ポテンシャルを分析した上でアプローチ方針を立て、当該農地に見合う農業法人を抽出・選定してアプローチした法人の内、本市への参入意向を示した法人に対し、参入に向けた伴走支援を行う中で次に掲げる事項を実行し、遅滞なくその結果を報告するものとする。

#### （1）アプローチ方針の決定

本市及び本市が指定する農地の特徴・強み・ポテンシャルを踏まえ、本年度の法人誘致に対するアプローチ方針を定め、同方針に従って誘致法人の抽出及び選定を行う。

#### （2）参入意向法人に係る業務

- ① 本市が指定する農地に見合う農業法人の抽出・選定とその理由を明らかにする。
- ② アプローチした法人の概要・ニーズを整理して報告する。
- ③ 抽出・選定した法人の参入条件及び参入に係る課題の整理
- ④ 参入意向法人の現地へのコーディネートとその日程調整及び個別面談の設定など

#### （3）本市に係る業務

- ① 本市及び本市が指定する農地の特徴・強み・ポテンシャルの分析と整理
- ② 定例会議の設定・運営、会議資料、会議録及び中間報告書の作成・提出  
※会議録は会議終了後、遅滞なく作成し、提出する。

③ 参入意向法人及び地権者等地元との協議に係るアドバイス及び日程調整

④ 農業法人参入マニュアルの作成

※本市が農業法人の参入促進に活用する同マニュアルの作成は、参入農地が圃場整備済、未整備に分けて作成することとし、共通するものとして、法令に基づく手続きの内容、農地の集積・集約化や貸借・売買契約など地権者との合意に至るまでのノウハウ、手段について記載し、未整備及び圃場整備済農地を区画拡大のため再整備する場合においては、国等の補助メニューの活用による基盤整備及び水利の確保などを含め参入に至るまでの年次的スケジュールとその具体的な取組を詳細に記載すること。項目・内容等については、発注者と協議のうえ決定すること。

⑤ 本市への農業法人の参入を促進する独自提案

⑥ 業務報告書の作成・提出

(4) 協議及び報告等

① 受注者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、本市と月1回以上定期的に定例会議を実施するものとし、日程、内容及び方法（オンラインを含む）等については、双方協議のうえ決定する。なお、受注者は、定例会議等に係る資料を作成するとともに会議内容については会議録としてまとめ、速やかに市へ報告する。

② 受注者は、市から請求があったときは、事業の進捗状況について随時書面で報告する。

③ 中間報告

※スケジュールの進捗や中間報告時における誘致に関する課題の洗い出しや対応及び今後の取組等をまとめたもの（単に時系列で整理したものではない）を中間報告書として、2024年（令和6年）9月30日までに市へ提出する。

5 業務場所 本業務における履行場所は次のとおりとする。

(1) 受注者の所在地

(2) 参入意向法人の所在地及び誘致活動を行う場所

(3) 福山市経済環境局経済部農業振興課（福山市東桜町3番5号）

(4) 本市が指定した場所

6 執行体制

(1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

(2) 4に掲げる委託業務の内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

7 提出書類及び成果物

(1) 提出書類等

契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

- ① 実施体制図
- ② アプローチ方針
- ③ 業務実施計画
- ④ 実施工程表

(2) 成果物

成果物は次のとおりとする。受注者は、業務の完了後、遅滞なくその旨を本市へ通知して検査を受け、③を除き履行期間末日までに納品すること。

① 委託業務報告書（A4版） 製本5部

なお、委託業務報告書は、次の資料等を含んだものとする。

- ア 本市及び本市が指定する農地の特徴・強み・ポテンシャルを分析した資料
- イ アプローチ活動、コーディネート活動の記録及びアプローチ、コーディネートした法人に関する情報及び当該法人の意向、課題等をまとめた資料
- ウ 本市への農業法人の参入を促進する独自提案に係る資料等

② 農業法人参入マニュアル（A4版） 製本5部

③ 定例会議等の会議録、中間報告書

④ その他、本市が指示するもの

⑤ 上記①～④の電子データ

(3) 成果物は、すべて本市に帰属することとし、受注者は本市の承認を得ずに使用または公表しないこと。

(4) 成果物の納入先は、福山市経済環境局経済部農業振興課とする。

(5) 成果物の納入日は、受注者及び本市が協議のうえ決定する。

8 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、本市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 1.1 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務について、5業務場所の(3)における机、椅子、消耗品及びコピー機などは本市で用意するが、パソコン等の必要機器は受注者で用意すること。
- (3) 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。
- (4) 受注者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡ができるようにすること。
- (5) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (6) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め受注者と協議のうえ指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。